

令和3年6月25日

養父市議会議長 西 田 雄 一 様

生活環境常任委員会

委員長 植 村 和 好

委員会審査報告書

令和3年6月3日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

- 1 審査年月日
令和3年6月7日（月）
- 2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第42号	養父市立やぶ市民交流広場設置及び管理条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第43号	養父市立図書館条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第44号	養父市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

生活環境常任委員会 審査内容等報告書

議案第 42 号 養父市立やぶ市民交流広場設置及び管理条例の制定について

- 【質疑】公民館、ホール等施設使用料について、文化芸術団体や市民団体などの登録団体への減額、免除はこれまでどおり適用されるのか。また施設使用料の増額は考えているのか。
- 【答弁】登録団体は約 150 団体あるが、利用しやすい施設として使用料の減額、免除は従来通り行っていく。新施設の使用料は、近隣施設の使用料や消費税等を考慮し決定している。
- 【質疑】公園等で行う営利目的の移動販売やフリーマーケット及び政治活動利用についてはどのような考えでいるのか。
- 【答弁】公園広場は、市民が自由に参加できるイベント等の利用を想定しており、特定の団体による貸し切りの利用や使用料は考えていない。イベント時における移動販売車営業、フリーマーケット等の利用は申請時に使用エリア等を相談し決定する。常時全市民の皆さんが気軽に立ち寄ることができる公園広場を目指す。
- 【質疑】施行規則で、施設の休館日が毎週月曜日となっている。八鹿公民館、文化ホールの休館日は毎週水曜日で運営されてきた。変更になった要因はなにか。
- 【答弁】開館当初は、イベントの多くを日曜日に予定しているが、イベントの次の日の月曜日に施設全体の機械器具等の不具合や調整などの点検を行い、次の施設利用者のための準備をするため、月曜日を休館日としている。また、他の 3 か所の公民館、文化ホールの休館日は毎週月曜日で運営しており併せて統一したものである。当面、この規則で運営し利用者等のご意見も踏まえて見直し等も検討していきたい。

議案第 43 号 養父市立図書館条例の制定について

- 【質疑】図書館設置にともなう司書の配置はどうか。また、司書として専念できる体制になるのか。3 か所の分館の司書配置はどうか。
- 【答弁】司書の人数は、令和 3 年 4 月より、これまでの 1 名から 2 名に増員し、現在は開館に向けて蔵書の点検、整理や図書購入の準備をしている。図書館担当職員も配属され司書はその任に専念できる。土日等休日は 2 名の司書が交替で利用者に対応し、休館日は毎週月曜日とする。分館には図書担当はいるが司書はいないため、今後研修等をしなが体制の充実を図っていく。
- 【質疑】図書館設置に伴う図書の寄贈への考えや対応についてはどうか。
- 【答弁】これまで多くの寄贈の申し出があり、その都度対応している。寄贈依頼等の発信は今のところ考えていない。

議案第 44 号 養父市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

- 【質疑】新八鹿公民館として運営されるが、市の中央公民館的な要素もあり市民やどの諸団体でも利用できる公民館と考えてよいのか。図書館を併設するが、どのような職員体制になるのか。
- 【答弁】現在でも、市民や市内諸団体による市内 4 つの公民館の利用は問題なくできており、養父公民館などは幅広く利用されている。また、公民館の職員配置は、現時点では、館長、公民館担当 4 名、図書館担当 3 名の計 8 名体制で業務管理をしていく予定である。